

1 事業名

所沢市市長の給料の特例に関する条例の制定

2 事業の概要

市長の給料月額について、令和 6 年 1 月 1 日に市長の職にある者の任期の末日までの期間、現行給料月額の 30 パーセントを減額した額である 720,300 円とするものである。

3 他自治体の類似する政策等

県内においては、春日部市、白岡市で同様の条例を制定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

なし

6 事業費及びその財源等

【影響額】

△926 千円

7 その他

なし